

平成 24 年 3 月 1 日

## 農薬等 24 品目の食品安全基本法第 24 条に基づく 食品健康影響評価について

### 1. 経緯

我が国では、2006 年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た 5 か国及び地域（米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド）の基準値などを参考として暫定的に残留基準（以下「暫定基準」という。）を定めた。暫定基準については、基準値を参照した 5 か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 6 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、24 品目において国内の食用の登録・承認がない又は失効したもの、暫定基準を設定する際に参照とした国において基準値がなくなっているもの等、現状に則していないことが確認できた。

このような状況を踏まえ、農薬等 24 品目の基準値を一括削除することについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼物質の概要

調査の結果、これらの 24 品目については、国内の登録・承認がない又は失効していること、国外においても基準値の設定がなされていない、JMPR や JECFA における毒性評価はされておらずコーデックス基準もないこと等が確認できた。そのため、現在は、国内外において食用の製造・販売・流通・使用がなされていないと判断できることから、暫定基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、残留基準の一括削除について検討する。

なお、残留基準を削除した場合、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質は、「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の 0.01ppm が適用されることになる。